

News-Release

2020 年 2 月 3 日

各位

株 式 会 社 沖 縄 海 邦 銀 行
〒900-8686 那覇市久茂地 2 丁目 9 番 12 号

【投資信託】国内公募投資信託等の『二重課税調整制度』開始について

2020 年 1 月から「国内公募投資信託」が「二重課税調整制度」の対象となります。

これまで、お客様が銀行等に開設しておられる投資信託口座で保有されている投資信託（国内公募投資信託等）の一部銘柄について、外国で徴収された納税額（外国所得税額）等と、分配金に対する国内の所得税等で二重に課税が行われている状態にありました。このような「二重課税」を解消するため、2020 年 1 月 1 日より、外国税額控除等を考慮して所得税等が課されるように制度が変更されます（外国所得税税額等を控除することから「外国税額控除制度」ともいいます）。

なお、「二重課税調整制度」については、お客様で必要なお手続きはなく、自動的に適用されます。詳しくは、日本証券業協会が開示している「[投資信託等の二重課税調整制度開始のご案内](#)」をご確認ください。※上記下線部をクリックすると、HPへ移動します。

沖縄海邦銀行は、今後ともより一層お客様の多様なニーズにお応えできるよう、商品の充実・サービス向上に努めてまいります。

以上

《お問い合わせ先》
証券国際部 金融商品担当（国吉・仲間）
Tel.098 - 867 - 2307（直通）